

公益財団法人高橋記念美術文化振興財団若手作家支援助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、次世代を担う若手作家の創造的美術文化活動を推奨し支援することにより、市民が美術文化事業に触れる機会を醸成し、もって地域における美術文化活動の向上、発展及び振興を図ることを目的とする

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- (1) 豊田市出身又は豊田市内に在住、在勤若しくは在学の個人
- (2) 豊田市を拠点に活動する団体
- (3) 前号に定めるもののほか、地域にかかわりが深く理事長が特に必要と認める活動を行っている個人又は団体

(助成の対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成の対象者が豊田市美術館ギャラリー、豊田市民文化会館又は豊田市民ギャラリーで開催する美術展覧会で、企画性に富み、芸術的、社会的に価値の高い展覧会とする。ただし、これ以外の場所で開催される展覧会であっても、地域における貢献度が高いと判断される場合はこの限りではない。

(適用除外)

第4条 第2条のうち次の各号に該当する個人又は団体については、助成の適用の対象から除くものとする。

- (1) 政治団体又は宗教団体
 - (2) 暴力団員又は暴力団
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - (5) 豊田市税を滞納している個人又は団体。ただし、法人でない団体にあつては、助成対象事業に出品する団体構成員が市税を滞納している団体。
- 2 助成対象事業が営利を目的と認められる場合は、助成の適用の対象から除くものとする。
- 3 当該年度又は前年度に助成金の交付を受けた個人又は団体は、助成の適用の対象から除くものとする。

(助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象事業を実施するために必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 会場借用料
- (2) 会場設営費
- (3) 印刷宣伝費
- (4) 輸送費
- (5) 作品制作にかかる原材料及び消耗品費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は助成の対象となる経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）を基準に、20万円を限度とし、事業の規模、内容及び当財団の予算額等を勘案して、別に定める（公財）高橋記念美術文化振興財団若手作家支援助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査、決定する。

(他の助成金との関係)

第7条 当財団からの助成金と重複して、別の助成・協賛を受けてもかまわない。ただし、助成金交

付申請書にその旨を記載し、決定している場合は決定と付記すること。申請後に決定した場合もその旨を至急連絡すること。

(助成金交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする個人又は団体は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに理事長に提出するものとする。

(1) 事業実施計画書(様式第1号の1)

(2) 収支予算書(様式第1号の2)

(3) 活動状況調(様式第1号の3)

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理した場合は、審査委員会の審査に付し、審査委員会が助成金を交付すべきと認めたときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該個人又は団体に通知するものとする。

2 審査委員会は、助成金の交付決定に当たり、当該個人又は団体に対して条件を付することができるものとする。

(助成金の概算による交付)

第10条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた個人又は団体(以下「助成事業者」という。)から文書による請求があったときで、特に必要と認める場合は、第14条に定める実績報告の提出前に、その助成金の全部又は一部を概算により交付することができる。

(事業の中止又は変更)

第11条 助成事業者は、助成対象事業を中止又は変更するときは、別に定める書類を添えて、速やかに中止・変更申請書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(調査)

第12条 理事長は、助成事業者に対し、助成金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、助成対象事業に関する資料の提出を求め又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消または助成金の返還)

第13条 理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定を変更し、若しくは、その全部若しくは一部を取り消し、または、すでに交付されている助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成対象事業を中止し、又は、変更したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体が助成金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)と次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

(1) 事業実施報告書(様式第4号の1)

(2) 収支決算書(様式第4号の2)

(3) 助成対象経費に係る領収書等の写し

(4) その他参考資料(印刷物、記録写真等)

(助成金の額の確定)

第15条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、これを審査し交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付)

第16条 理事長は、前条の規定による助成金の額の確定後、助成事業者からの文書による請求にもとづき、助成金を交付する。ただし、第10条の規定により助成金の概算による交付をしている場合は差額分を交付する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。